

第7回地域自治組織等小委員会資料

資料 3 町村地域自治組織等比較表

1 ページ

区分	幕別町	更別村	忠類村	
地域自治組織	タイプ	区域を地域自治区とする。	既存制度を活用して設置する組織	
	根拠法令	地方自治法	地方自治法	
	位置づけ		附属機関	
	名称	更別の名称を冠する。(仮称：更別自治区)	-	
	構成員	区域内住民		
	設置単位	旧町村の区域を単位として、新町全域に設置	旧町村の区域を単位として、新町全域に地域住民会議を設置(区として設置しない)	
	設置期間	永年	永年	
	長の身分	区長(特別職)	-	
	長の任期	4年(再任を妨げない)	-	
	長の選任	合併特例法に規定する「合併特例区」以外の組織	地域住民(地域協議会等)が推薦、意見を尊重し町長が選任する。	-
	長の職務		地域自治区内における、地方自治法第167条に規定する助役の職務と同程度とする。	-
	協議会	名称	地域協議会(地方自治法138条の4第3項の規定)	地域住民会議
		選任	町長が任命。住民の多様な意見が適切に反映される構成に配慮する。	各種団体等から選出された者及び公募の中から、地域や年齢層に配慮して新町の長が選任
		役員	会長1名・副会長2名	委員長1名、副委員長2名
		定員	15人以内	15名以内
任期		4年以内	2年	
報酬		支給する。(新町の報酬及び費用弁償条例に基づく)	無報酬としない。	
権限	町長、その他の執行機関の諮問による審議や建議 ・新町建設計画の変更 ・新町建設計画の執行状況 ・地域振興基金の使途 ・予算編成の際の事業等に関する要望 ・地域の重要案件に関する建議及び要望 ・住民及び諸団体等の多様な意見の調整	・新町の施策や建設計画の変更に伴う答申 ・地域振興計画のあり方や予算の建議 ・主要施策や財政状況に関する研修会の開催 ・各組織との情報交換・連携交流 ・行政全般に渡る建議提言 など		
その他		基本的事項は、協議による「地域自治区の設置に関する協議書」及び条例等で定める	-	
総合支所	設置	-	・特別職を置く。	
	呼称	-	・呼称条例により、「区長」と称する。	
	期間	-	・12年とする。	
	職務	-	・地域内にかかる地域振興策等について、地域協議会の意見を踏まえ、地域の状況に応じた事業施策を推進する。	
	権限	-	・一定金額以下の事業にかかる予算執行権限	
	支所長	-	部長職	常勤特別職(地域担当助役)が事務取扱いすることとし、地域住民等の意見を尊重する。5年目以降は一般職(部長職)
	予算	-	・当該地域の事業に使える一定の予算枠を配分する。 ・予算枠の配分は12年間とし、平成15年度の3町村の予算規模の比率を基準に、本庁において共通に必要な人件費、公債費等の経費、及び当該地域にかかる普通建設事業等の経費を除いた額を、予算枠として配分し、総合支所区域の公共施設等維持管理経費等 物件費、維持補修費、補助費、繰出金等に活用する。	-
その他	-	・本庁への一極集中ではなく地域内分権を考慮し、均衡ある職員配置を行う。 ・地域内を範囲とする一部の調整事務、管理事務の機能を有する。	・合併時から4年間に限り、部長職の副支所長を置く。 ・地域振興課を設置し、地域住民会議の事務局を担当(事務局長は地域振興課長)	
基金の設置	・地域の将来のため、地域住民の安心感を得るためであれば、3町村同様の額の基金を持つことは可	・旧町村の区域の地域振興事業に充てるための基金として3町村に設置する。条例で規定する。 ・基金は、地域にとって重要な事業並びに、地域の独自の事業として基金の使用を地域協議会の審議を経た事業に充当する。 ・基金の額は、財政推計による18年度末基金保有額から、15年度末の3町村の保有する財調・減債基金等を除いた額を、3町村の15年度末基金残高保有率で按分した額とする。 ・設置する基金は、元金取り崩し型とする。	・地域住民の意向を行政に反映させ、行政と住民との協働関係を築く地域自治組織の目的から、本来必要としないが、一定程度(ふるさと創生基金程度の額)であれば、地域振興基金として設置を認める。	
その他	まちづくりに必要という観点であれば、2村の意向を尊重する。	町長と区長(地域担当特別職)が一堂に会して、バランスの取れたまちづくりを協議する「政策調整会議」を設置する。	住居表示に関して、「町・字名の区域及び名称の取扱い」で協議し、忠類村の名称を冠する(郡 町忠類村字・・・)	